

第22回やお買い物まつり 新規創業補助金 要綱

1. 趣旨

コロナ禍の厳しい状況の中、八尾商業まつり開催実行委員会（八尾商工会議所）では意欲的に八尾市内で新規で開業された店舗を対象に支援します。

また、八尾市内に本店を置く商業店舗に限り、八尾市内に2店舗目以降を開業、移転に伴うリニューアルオープンされた場合も支援対象となります。（いずれも「第22回やお買い物まつり」参加店舗であること。）

※各種補助金とも1事業所につき1度の申請となります。

※複数店舗で「やお買い物まつり」に参加している事業所は申請店舗をとりまとめて1事業所として申請してください。

※申請書類は返却できませんのでご注意ください。

※申請内容を問い合わせる場合がありますので、お手元に申請書のコピーをお持ち下さい。

2. 補助対象者

補助金の対象者は以下の条件を全て満たすこと。

- ①第22回やお買い物まつり参加店舗であること。
- ②2020年4月1日から2020年11月30日までに八尾市内で開業・開店した商業店舗であり、今後も事業を継続する見込みがあること。
- ③八尾市内において、一般消費者に商品・サービスを販売・提供する法人及び個人事業主であること。
- ④大阪府感染防止宣言ステッカーに登録していること。

3. 補助額

2020年4月1日から2020年11月30日までに八尾市内で新たに開業された参加店舗に対して、100,000円を補助する。（八尾市内に本店を置く商業店舗に限り、八尾市内に2店舗目以降を開業された場合、移転に伴うリニューアルオープンも対象）

4. 留意事項

反社会的勢力との関係を有する事業者は対象となりません。

（ア）法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所等）をいう。）の代表者 または 使用人その他従業員をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること。

（イ）役員等が、自己、法人 もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていること。

（ウ）役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること。

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること。

5. 申請期間

2021年1月6日(水)から2021年2月19日(金)まで(当日消印有効)

6. 申請方法

本補助金の申請にあたっては、申請書に申請内容を記載の上、必要書類を添えて、以下の申請先に送付してください。(レターパック等の追跡機能のある郵送等)

※申請書は八尾商工会議所ホームページからもダウンロードできます。

[申請先] 〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6 (八尾商工会議所内)

やお買い物まつり補助金事務局 宛て TEL: 072-922-1183

[八尾商工会議所ホームページ]

URL: <https://www.yaocci.or.jp/info-all/info/kaimono-hojyo.html>

7. 申請に必要な書類(書類については返却しませんので、必ず写しを提出して下さい。)

①補助金申請書兼請求書【様式1】の原本(全補助金共通)

②誓約書・同意書【様式2】の原本(全補助金共通)

③事業所の代表者または店舗代表者の本人確認書類(パスポート・運転免許証・健康保険証等)の写し

④振込先確認書類(通帳の見開き1・2ページ等)の写し

⑤大阪府感染防止宣言ステッカーの写し

⑥事業所の所在地が確認できる書類

◇新規開業した場合

開業日が2020年4月1日から11月30日までの日付で税務署に提出している開業届出書の写し

◇2店舗目の開業、移転に伴うリニューアルオープンの場合

2店舗目・移転先の賃貸借契約書・営業許可書等の写し

その他開業・移転が確認できる他の書類の写し

〔例: 2店舗目・移転先の所在地が記載された公共料金の納付書(控)
開業やオープン時に配布したチラシやSNS等〕

※客観的に開業・オープンが判断できる各資料を添付してください。資料で開業・オープンの事実が確認できない場合、補助金は交付されません。

8. 交付時期

審査が完了次第、2021年3月頃に順次交付

※補助額が確定次第、通知決定書を送付しますので入金確認をお願いします。